

令和4年11月4日

商品先物取引業者に対する行政処分の取消しについて

農林水産省及び経済産業省は、株式会社さくらインベスト（法人番号：4130001048955 本社：大阪府大阪市）に対して、令和2年6月10日に商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）に基づき、法第236条第1項に基づく許可の取消し及び法第232条第1項の規定に基づく業務改善命令を行いました。そのうち、下記の業務改善命令について、職権により取り消しました。

記

速やかに以下の措置を講じること。

- ・顧客に対し、今回の処分の内容を十分に説明し、顧客の求めに応じた適切な対応を行うこと。
- ・会社の財産を不当に費消しないこと。
- ・これらの事項について、その実施状況を令和2年7月8日（水）までに書面で報告するとともに、以降、その全てが完了するまでの間、随時書面で報告すること。

担当：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部商品取引グループ
03-3502-5754